

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次 ページ

規 則	
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則…………… (競馬事業室)	11
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件) …………… (情報政策課)	14
○家畜伝染病検査の命令…………… (畜産振興課)	16
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	16
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	16
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (漁業管理課)	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	18
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防災課)	19
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災課)	19
○都市計画事業の認可…………… (都市環境課)	20
○第一種市街地再開発事業の個人施行の認可…………… (建築指導課)	20
○第一種市街地再開発事業の個人施行の変更の認可…………… (建築指導課)	20
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (出納局総務課)	20
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (調達課)	21
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (調達課)	22

公 表

○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の変更…………… (河川課)	24
---------------------------------------	----

総合振興局告示及び振興局告示

○貸金業法の規定による貸金業務の停止処分……………	24
○特定調達契約に係る落札者の公示……………	24

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	25
------------------------	----

道人事委員会規則

○職員任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則及び北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則……………	25
道人事委員会訓令	
○北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	26
○北海道職員等採用試験委員会規程の一部を改正する訓令……………	26
道監査委員公表	
○監査公表第2号……………	26
○監査公表第3号……………	26
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件) ……………	26

規 則

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第56号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第10条中「異議の」を「失格又は降着の裁決の申立てに係る」に改める。

第54条第5項中「の内側」を「とその他の馬との間若しくは他の馬と柵との間」に、「又は内側」を「又はこれらの間」に改める。

第57条の2を削る。

第59条第2項中「第61条に規定する」を「第62条の3第3項の規定により」に改める。

第61条を次のように改める。

（審議の公表）

第61条 裁決委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、第62条の3第3項の規定による着順の確定前に、当該競走に係る事象に関する審議を行う旨を公表するものとする。

- 次条の規定により委員長が競走を不成立とする可能性があるとき。
- 到達順位が第5位までの馬（第5位までに到達した可能性があり、その到達順位の判定を速やかに行うことが困難であると認められる馬として、裁決委員が指定したものを含む。次号において同じ。）について、第62条の規定による失格又は第62条の2第1項の規定による降着とする可能性があるとき。
- 到達順位が第5位までの馬について、第63条第1項の規定による失格又は降着の裁決

の申立てがあったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、裁決委員が特に必要があると認めたとき。

2 裁決委員は、前項の規定により審議を行う旨の公表を行ったときは、次条の規定により委員長が競走を不成立とする場合を除き、当該審議の終了後、直ちにその結果について公表するものとする。この場合において、前項第2号から第4号までの規定に係る審議の結果については、第62条の3第4項の規定による着順の確定の公表と併せて、これを公表するものとする。

第61条の次に次の1条を加える。

(競走の不成立)

第61条の2 委員長は、第62条の3第3項の規定による着順の確定前に、災害、投石等の妨害行為その他の事由により競走若しくは競走に係る開催執務委員の職務の執行に重大な支障があり、又は競走が所定の走路と異なる走路で行われたと認めた場合は、その競走を不成立とする。

2 委員長は、前項の規定によりその競走を不成立とした場合には、直ちにこれを発表しなければならない。

第62条第1項中「着順確定」を「第62条の3第3項の規定による着順の確定」に、「認める」を「認めた」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 第54条第1項、第4項若しくは第5項又は第55条の規定に違反して他の馬の走行を妨害したと認められる行為（他の騎手又は他の馬の動作による危険を避けるためにやむを得ず第54条第1項、第4項又は第5項の規定に違反して他の馬の走行を妨害する行為を除く。以下「有責妨害」という。）のうち、極めて悪質かつ他の騎手又は他の馬に対する危険な行為であって、当該行為が競走に重大な支障を生じさせたとき。

第62条第2項を削る。

第62条の2を次のように改める。

(降着)

第62条の2 裁決委員は、次条第3項の規定による着順の確定前に、決勝線に到達した馬（前条の規定により失格となった馬（以下「失格馬」という。）を除く。）が有責妨害を行ったと認められ、かつ、当該有責妨害を行ったと認められた馬が被害馬（当該有責妨害を受けた一の馬であって、決勝線に到達したもの（失格馬を除く。）をいう。以下この条において同じ。）より前又は同時に決勝線に到達した場合において、当該有責妨害がなければ、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬より前に決勝線に到達したと認めるときは、当該有責妨害を行ったと認められた馬を降着とする。ただし、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬に対し有責妨害を行ったと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により降着となった馬（以下「降着馬」という。）は、その対象被害馬（降着の裁決の対象となった被害馬をいう。別表第2において同じ。）より後の着順とする。

第62条の2の次に次の1条を加える。

(着順の確定)

第62条の3 競走（降着馬がある場合の競走を除く。）における各馬の着順は、失格馬を除き、第58条の規定により決勝審判委員が最初に決勝線に到達したと判定した馬を第1着とし、その他の馬については、決勝審判委員がその馬より前に決勝線に到達したと判定した馬の頭数に1を加えたものとする。この場合において、同時に決勝線に到達した馬は、同着とする。

2 降着馬がある場合の競走における各馬の着順は、決勝線に到達しなかった馬及び失格馬を除き、別表第2に定めるところによりその馬より前の着順とされる馬（以下この項において「上位馬」という。）のない馬を第1着とし、その他の馬については、上位馬の頭数に1を加えたものとする。この場合において、同じ着順とされる馬は、同着とする。

3 裁決委員は、競走終了後遅滞なく、前2項の規定による着順を確定し、その旨を宣言しなければならない。この場合において、失格馬又は降着馬があるときは、併せてその旨を宣言しなければならない。

4 裁決委員は、前項の規定により着順の確定を宣言したときは、直ちにその旨を公表するものとする。

5 省令第45条第2項において準用する省令第8条第1項ただし書の規程で定める各馬の着順は、第3項の規定により確定する着順とする。

6 省令第45条第2項において準用する省令第7条第1項から第4項までの勝馬は、第3項の規定による着順の確定の宣言により確定する。

第63条を次のように改める。

(失格又は降着の裁決の申立て)

第63条 競走に出走した馬の馬主、調教師（第93条第2項に規定する業務の委託を受けた調教師及び委員長の指名する調教師並びに同条第4項に規定する業務を代行する者を含む。）又は騎手は、その競走において当該馬に対し有責妨害を行ったとする馬を第62条（第4号に係る部分に限る。）の規定による失格又は第62条の2第1項の規定による降着とする裁決を求める旨の申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、当該競走の着順が確定するまでに、裁決委員に対し、書面を提出しなければならない。

3 第1項の申立ては、代理人をもってすることができない。

4 裁決委員は、第1項の申立てがあったときは、速やかに当該申立てを認めるか否かについて裁決を行い、その結果を申立てを行った者に通知しなければならない。

第64条第3項中「当該競走の着順確定」を「第62条の3第3項の規定による着順の確定」に改める。

第65条の3第1項中「第61条第3項」を「第62条の3第3項」に、「第62条第1項第1

号」を「第62条第1号」に改め、同条第2項中「第61条第1項」を「第62条の3第1項」に改める。

第77条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第31条、第38条、第65条関係）

- 1 アドラフィニル
- 2 アトロピン
- 3 アミノフィリン
- 4 アミノレックス
- 5 アルプレノキシム
- 6 アルプレノロール
- 7 アンフェタミニル
- 8 アンフェタミン
- 9 イブテロール
- 10 イプラトロピウム
- 11 エタノール
- 12 エチルアンフェタミン
- 13 エチルモルヒネ
- 14 エフェドリン
- 15 オキシエチルテオフィリン
- 16 オキシプロピルテオフィリン
- 17 10-オキソカンファー
- 18 オクスプレノロール
- 19 カフェイン
- 20 カルバマゼピン
- 21 カンフル
- 22 キンボロン
- 23 グアイフェネシン
- 24 クレンブテロール
- 25 クロベンゾレックス
- 26 クロルプロマジン
- 27 クロルプロマジンスルオキシド
- 28 コカイン
- 29 コデイン
- 30 コリンテオフィリン

- 31 サルブタモール
- 32 シクラゾドン
- 33 ジヒドロオキシプロピルテオフィリン
- 34 ジブカイン
- 35 シプロヘプタジン
- 36 ジメチルアンフェタミン
- 37 ジモルホラミン
- 38 スコボラミン
- 39 スタノゾロール
- 40 ストリキニーネ
- 41 セレギリン
- 42 テオフィリン
- 43 テオプロミン
- 44 デキストロアンフェタミン
- 45 テストステロン
- 46 テトラカイン
- 47 デプレニル
- 48 テルブタリン
- 49 トラマドール
- 50 トランスパイオキソカンファー
- 51 トレンボロン
- 52 ナンドロロン
- 53 ニケタミド
- 54 ニコチン
- 55 ノスカピン
- 56 バルビタール
- 57 バルビツール酸誘導体
- 58 バンブテロール
- 59 ピプラドロール
- 60 ファンプロロファゾン
- 61 フェネチリン
- 62 フェンカミン
- 63 フェンプロポレックス
- 64 フラザボル
- 65 フルオキシメステロン

- 66 ブルシン
- 67 フルフェノレックス
- 68 プレニラミン
- 69 プルカイン
- 70 フロセミド
- 71 プロプラノロール
- 72 プロマジン
- 73 ベタキソロール
- 74 ペモリン
- 75 ヘロイン
- 76 ベンズフェタミン
- 77 ベンゾジアゼピン誘導体
- 78 ペンタゾシン
- 79 ペンテトラゾール
- 80 ボルジオン
- 81 ボルデノン
- 82 メサピリレン
- 83 メソカルブ
- 84 メタンフェタミン
- 85 メチルエフェドリン
- 86 17 α -メチルステロイド類
- 87 メチルフェニデート
- 88 メテノロン
- 89 メトカルバモール
- 90 メトキシフェナミン
- 91 メトプロロール
- 92 メフェノレックス
- 93 モダフィニル
- 94 モルヒネ
- 95 リスデクスアンフェタミン
- 96 リドカイン
- 97 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物（遊離する物を含む。）

備考 第22号、第52号、第80号及び第81号に掲げる禁止薬物は、第65条第2項第5号に規定する禁止薬物とする。

別表第2中「（第61条関係）」を「（第62条の3関係）」に改め、同表第3号を削り、同

表第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同表第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 前3号の規定によっては着順の前後が決定できない降着馬2頭の間では、到達順位がより前のものをより前の着順とし、到達順位が同じ場合は同じ着順とする。

別表第2第5号を削る。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中同表第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号、第12号、第13号、第20号、第22号、第23号、第25号、第29号、第30号、第32号、第36号、第41号、第44号、第45号、第47号、第49号、第58号、第60号から第63号まで、第67号、第68号、第73号、第75号、第76号、第80号、第83号、第89号、第92号、第93号及び第95号に係る部分は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第238号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

- ア パーソナルコンピュータ 480台
- イ パーソナルコンピュータ 481台
- ウ パーソナルコンピュータ 477台
- エ パーソナルコンピュータ 594台
- オ パーソナルコンピュータ 526台

(2) 落札を決定した日

平成25年1月29日

(3) 落札者の氏名及び住所

- ア(ア) 氏 名 株式会社N T T東日本-北海道
- (イ) 住 所 札幌市中央区大通西14丁目7番地
- イ(ア) 氏 名 北海道日興通信株式会社
- (イ) 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33
- ウ(ア) 氏 名 株式会社大塚商会
- (イ) 住 所 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号
- エ(ア) 氏 名 大丸藤井株式会社

- (イ) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
オ(ア) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
(イ) 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
- (4) 落札金額
ア 43,344,000円
イ 43,282,785円
ウ 42,872,760円
エ 52,825,353円
オ 46,724,580円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成24年12月28日付け北海道告示第714号
- 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 274台
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成25年1月30日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (4) 随意契約に係る契約金額
23,329,551円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第239号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ 483台
(2) パーソナルコンピュータ 460台
- 2 落札を決定した日
平成25年2月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (2)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 4 落札金額
- (1) 42,909,163円
(2) 41,296,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年1月25日付け北海道告示第39号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第240号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合文書管理システム運用・保守業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 富士電機株式会社
(2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
41,895,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第241号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

陸 別 町 平成25年4月15日から8月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年3月27日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成25年4月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

地区名	事業の種類	北海道知事	縦覧場所
名寄東	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理）	高橋 はるみ	北海道上川総合振興局
大沼南	同（農業用排水施設、 ^{きよ} 暗渠排水、区画整理）		同
上佐幌西	草地整備〔公共牧場中核型〕（農業用道路、区画整理、暗渠排水、農地保全）		北海道十勝総合振興局
新得	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良）		同
根室東	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）		北海道根室振興局
上春別北	同		同

北海道告示第244号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油 J I S 1種2号 985,000リットル
- (2) 軽油 J I S 2号 1,015,000リットル
- (3) 潤滑油
 - ア シェルリムラF B 30又は同等品 19,200リットル
 - イ シェルガデニヤ40又は同等品 10,000リットル
 - ウ シェルロテラS X 40又は同等品 2,800リットル
 - エ シェルリムラR 6 L M10W-40又は同等品 300リットル

2 落札を決定した日

平成25年3月22日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 河辺石油株式会社
- (2) 住所 小樽市稲穂2丁目19番地8号

4 落札金額

- (1) 90.9円
- (2) 96.3円
- (3)ア 470.0円
- イ 450.0円

- ウ 470.0円
エ 1,350.0円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年2月8日付け北海道告示第77号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第245号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 古宇郡泊村大字茅沼村696の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌郡小平町字白谷89・90・270の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩見沢市北村赤川4084・4085・4086・4087・4089（以

上5筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 北斗市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡泊村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
泊村（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡神恵内村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに北斗市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第249号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 雨竜郡雨竜町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
雨竜町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

せたな町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
第2幹線川（I-26-1160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字今金（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
野本川（I-26-1170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字今金（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
寺横の沢（I-26-1210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字御影（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館住吉1-(1)（II-2-5-788）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市住吉町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館住吉1-(2)（II-2-6-789）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市住吉町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
今金今金2（I-2-598-1636）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字御影（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 岩見沢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 岩見沢都市計画道路事業（3・4・7号1条通及び3・4・10号駅前通）
- 3 事業施行期間 平成25年4月5日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 岩見沢市1条西6丁目及び2条6丁目地内

北海道告示第253号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業に係る施行について、認可した。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 第一種市街地再開発事業の名称 帯広市開広団地地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の住所及び名称 帯広市西7条南6丁目1番地 丸宝繊維株式会社
帯広市西8条南6丁目4番地 株式会社ディステリア京屋
帯広市西8条南6丁目4番地卸売センタービル内
株式会社IMF開発
- 3 事務所の所在地 帯広市西8条南6丁目4番地
- 4 施行認可の年月日 平成25年3月28日
- 5 事業施行期間 平成25年3月28日から平成27年10月31日まで
- 6 施行地区 帯広市西7条南5丁目1番の一部、西7条南6丁目1番1の一部、1番2の一部、1番3から1番8まで、1番11、西7条南7丁目1番の一部、4番1から4番4まで、西8条南5丁目2番の一部、西8条南6丁目4番2の一部、4番4、4番5、4番8、4番12から4番17まで、西8条南7丁目1番2の一部、1番8、1番11、1番12
- 7 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、この事業の最初の事業年度については、平成25年3月28日から平成26年3月31日までとする。
- 8 公告の方法 事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示

して行う。特に必要があるときは、官報に掲載して行う。

- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができ
る期限 平成25年5月4日

北海道告示第254号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の施行に係る変更について、認可した。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 第一種市街地再開発事業の名称 恵庭駅西口地区第一種市街地再開発事業
- (2) 事務所の所在地 札幌市中央区北1条西5丁目3番地
- (3) 施行認可の年月日 平成24年11月26日
- (4) 施行者の名称 アルファコート恵庭駅西口開発株式会社
- (5) 事業施行期間 平成24年12月2日から平成27年8月31日まで
- (6) 変更の内容 事務所の所在地
変更前 札幌市中央区北1条西5丁目3番地
変更後 札幌市中央区南1条西7丁目1番地3
- (7) 変更の認可の日 平成25年3月28日
- 2(1) 第一種市街地再開発事業の名称 伊達駅前A B地区第一種市街地再開発事業
- (2) 事務所の所在地 札幌市中央区北1条西5丁目3番地
- (3) 施行認可の年月日 平成23年11月30日
- (4) 施行者の名称 アルファコート伊達駅前A B地区開発株式会社
- (5) 事業施行期間 平成23年11月30日から平成26年3月31日まで
- (6) 変更の内容 事務所の所在地
変更前 札幌市中央区北1条西5丁目3番地
変更後 札幌市中央区南1条西7丁目1番地3
- (7) 変更の認可の日 平成25年3月28日

北海道告示第255号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム業務処理委託 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月21日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
 - (2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額
283,500,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道出納局総務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第256号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - ア 入札番号1 複写機等の賃貸借
 - (ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。） 一式
 - (イ) 調達台数及び調達予定枚数 69台及び1月当たり2,189,300枚
 - イ 入札番号2 複写機等の賃貸借
 - (ア) 複写機等の賃貸借 一式
 - (イ) 調達台数及び調達予定枚数 11台及び1月当たり450,800枚
 - ウ 入札番号3 複写機等の賃貸借
 - (ア) 複写機等の賃貸借 一式

- (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり1,100枚
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 契約期間 1の(1)のア及びイ 平成25年7月1日から平成28年6月30日まで
1の(1)のウ 平成25年7月1日から平成30年6月29日まで
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
 - 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成25年4月5日から同年5月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局集中業務室調達課
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
 - 4 契約条項を示す場所
北海道出納局集中業務室調達課
 - 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階北海道出納

局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課）

(2) 入札日時 平成25年5月17日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 複写機等の賃貸借 2台

(2) 予定時期 平成25年8月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局集中業務室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は、1の(1)のAからUまでについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 支出負担行為を行う者（契約者）

(1) 入札番号1及び3 複写機等の賃貸借 北海道知事 高橋 はるみ

(2) 入札番号2 複写機等の賃貸借 北海道教育委員会教育長 立川 宏

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-204-5076

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of copying machine 69 sets

b Lease of copying machine 11 sets

c Lease of copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 17, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than May 16, 2013)

C Contact : Procurement Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第257号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) ハイオクガソリン（J I S K2202 1号） 5,400リットル

レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 25,500リットル

軽油（J I S K2204） 1,700リットル

(2) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 14,100リットル

(3) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 7,200リットル

(4) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 8,800リットル

(5) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 2,000リットル

(6) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 3,300リットル

(7) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 23,200リットル

軽油（J I S K2204） 1,000リットル

- (8) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 400リットル
軽油 (J I S K2204) 1,000リットル
- (9) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 4,700リットル
軽油 (J I S K2204) 300リットル
- (10) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 15,300リットル
- (11) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 8,300リットル
- (12) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 14,800リットル
軽油 (J I S K2204) 400リットル
- (13) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 7,600リットル
軽油 (J I S K2204) 300リットル
- (14) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 400リットル
軽油 (J I S K2204) 600リットル
- (15) 軽油 (J I S K2204) 600リットル
- (16) 軽油 (J I S K2204) 400リットル
- (17) 軽油 (J I S K2204) 600リットル
- (18) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 5,600リットル
- (19) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 7,300リットル
- (20) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 14,300リットル
- (21) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 3,800リットル
- (22) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 3,800リットル
- (23) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 1,500リットル
- (24) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 2,700リットル
軽油 (J I S K2204) 600リットル
- (25) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 12,500リットル
軽油 (J I S K2204) 700リットル
- (26) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) 2,700リットル

2 落札を決定した日

平成25年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(3)、(4)及び(14)

ア氏名 北海道エネルギー株式会社
イ住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (2) 1の(2)及び(15)

ア氏名 同盟石油株式会社
イ住所 札幌市中央区南1条西7丁目20番地1

- (3) 1の(5)及び(23)

ア氏名 ナラサキ石油株式会社
イ住所 札幌市中央区北5条西5丁目2

- (4) 1の(6)から(9)まで

ア氏名 札幌アポロ石油株式会社
イ住所 札幌市中央区南5条西10丁目1015

- (5) 1の(10)

ア氏名 米倉エネルギー株式会社
イ住所 滝川市本町2丁目6番4号

- (6) 1の(11)

ア氏名 株式会社丸太松井商店
イ住所 深川市6条8番28号

- (7) 1の(12)

ア氏名 大西商事株式会社
イ住所 岩見沢市8条東12丁目14番地23

- (8) 1の(13)

ア氏名 有限会社桃野石油店
イ住所 夕張郡長沼町栄町1丁目7番19号

- (9) 1の(16)

ア氏名 株式会社太陽商会
イ住所 北見市大通東9丁目9番地

- (10) 1の(17)

ア氏名 釧路石炭販賣株式会社
イ住所 釧路市南大通5丁目2番23号

- (11) 1の(18)、(19)及び(24)

ア氏名 日下石油倉庫株式会社
イ住所 富良野市若葉町2番20号

- (12) 1の(20)、(25)及び(26)

ア氏名 安藤石油販売株式会社
イ住所 石狩郡当別町栄町45番地17

- (13) 1の(21)及び(22)

ア氏名 株式会社ながかみ
イ住所 江別市緑町東4丁目8番地の3

4 落札金額

- (1) ハイオクガソリン 167円、レギュラーガソリン 155円、軽油 145円

- (2) 152円
- (3) 157円
- (4) 157円
- (5) 150円
- (6) 152円
- (7) レギュラーガソリン 148円、軽油 135円
- (8) レギュラーガソリン 148円、軽油 135円
- (9) レギュラーガソリン 152円、軽油 138円
- (10) 151円
- (11) 152円
- (12) レギュラーガソリン 152円、軽油 137円
- (13) レギュラーガソリン 147円、軽油 134円
- (14) レギュラーガソリン 153円、軽油 133円
- (15) 140円
- (16) 140円
- (17) 129円
- (18) 145円
- (19) 145円
- (20) 149円
- (21) 146円
- (22) 146円
- (23) 154円
- (24) レギュラーガソリン 145円、軽油 120円
- (25) レギュラーガソリン 149円、軽油 136円
- (26) 149円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年2月1日付け北海道告示第63号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項の規定により、一級河川石狩川水系雨竜川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の変更を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業室治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成25年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

総合振興局告示及び振興局告示

北海道石狩振興局告示第1号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成25年4月5日

北海道石狩振興局長 神 姿 子

- 1 住 所 札幌市中央区北2条西3丁目1番24 イシガキビル3階
- 2 商号又は名称 T. I. P株式会社
- 3 氏 名 畑中 謙吾
- 4 登録番号 北海道知事(2)石第03047号
- 5 業務停止の期間 平成25年3月29日から同年5月27日までの間の60日間
- 6 業務停止の範囲 新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付けの代理業務。

ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができる。

北海道十勝総合振興局告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月5日

北海道十勝総合振興局長 橋 本 博 行

- 1 落札者に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
自動車ガソリン J I S K2202（2号レギュラー） 186,000リットル
- 2 落札を決定した日
平成25年3月14日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 熱原帯広株式会社
(2) 住所 帯広市東5条南6丁目15番地

4 落札金額
154円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成25年1月25日付け北海道十勝総合振興局告示第1号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月5日

北海道教育庁釧路教育局長 宇田賢治

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1（釧路養護学校） 33,640リットル
(2) A重油その2（白糠養護学校） 40,000リットル

2 落札を決定した日

平成25年3月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 金井石油株式会社
イ 住所 釧路市文苑1丁目22番11号
(2)ア 氏名 北日本石油株式会社
イ 住所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号

4 落札金額

- (1) 78円
(2) 78円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成25年2月5日付け北海道教育庁釧路教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

道人事委員会規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則及び北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月5日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則6-44

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則及び北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則
(職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「で、別表第1に掲げるもの以外の職」及び同項第2号中「（別表第1に掲げる職を除く。）」を削り、同項第3号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同項第4号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第2条に次の2項を加える。

3 第1項第1号に定める選考を行った場合は、任命権者は速やかに選考結果を人事委員会に報告するものとする。

4 前項の報告に当たり、人事委員会が必要と認める場合には、任命権者に対し、選考された者の勤務成績、その他能力の実証に関する資料の提出を求めることができる。

別表第1（第2条関係）を削り、別表第2（第2条関係）を別表第1（第2条関係）とし、同表4の項に次の1号を加える。

(1) 少年警察補導員

別表第3（第2条関係）を別表第2（第2条関係）とする。

（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

第2条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項中第56号を第57号とし、第22号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

22 任用委任規則第2条第3項の規定に基づく選考結果の報告を受理すること及び同条第4項に基づき任命権者に対し資料の提出を求めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 人 事 委 員 会 訓 令

北海道人事委員会訓令第1号

庁 中 一 般

北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月5日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年3月11日北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3任用課長専決事項第2号見出し中「第24号」を「第25号」に、第3号見出し中「第28号」を「第29号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

北海道人事委員会訓令第2号

庁 中 一 般

北海道職員等採用試験委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月5日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道職員等採用試験委員会規程の一部を改正する訓令

北海道職員等採用試験委員会規程（昭和61年3月20日北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「から第5号まで」を「及び第2号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成23年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年4月5日

北海道監査委員 加 藤 礼 一
北海道監査委員 池 田 隆 一
北海道監査委員 太 田 博
北海道監査委員 館 谷 長 藏

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成25年3月13日薄木宏一包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年4月5日

北海道監査委員 加 藤 礼 一
北海道監査委員 池 田 隆 一
北海道監査委員 太 田 博
北海道監査委員 館 谷 長 藏

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察函館方面本部告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月5日

北海道警察函館方面本部長 松 尾 健 弘

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------|
| (1) 自動車用ガソリン | J I S 1号 | 12,000リットル |
| (2) 自動車用ガソリン | J I S 2号 | 151,000リットル |
| (3) 軽油 | J I S 各号 | 7,000リットル |
| (4) ガソリンエンジン用オイル | S M級以上のマルチグレードタイプ | 800リットル |

2 落札を決定した日

平成25年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 北海道エネルギー株式会社
(2) 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

4 落札金額

- (1) 156円
(2) 146円
(3) 133円
(4) 1,200円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年1月29日付け北海道警察函館方面本部告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察函館方面本部会計課
(2) 所在地 函館市五稜郭町15番5号

北海道警察北見方面本部告示第34号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月5日

北海道警察北見方面本部長 藤田 裕二

1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 6型カードベース ID-6CY 300枚×3入 24箱
(2) 6型カードベース ID-6CI 300枚×3入 28箱
(3) 6型カードベース ID-6CS 300枚×3入 3箱
(4) 6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種 25箱
(5) 6型プリンタヘッド 5個
(6) 吸気フィルター 大 12個
(7) 吸気フィルター 小 12個
(8) 搬送ローラー 44個
(9) ヒートローラー 上 4個
(10) ヒートローラー 下 4個
(11) DUブッシュ付ブラケットハウジング 2個組 4組
(12) ロールロアピンチローラー 6個
(13) EXITローラー 2本組 8組
(14) ハロゲンランプ 4個

- (15) 温度センサー 4個

- (16) 複写用真空パッド 3個組 1組

2 随意契約の相手方を決定した日

平成25年3月19日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社DNPアイディーシステム
(2) 住所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 1箱当たり 470,700円
(2) 1箱当たり 470,700円
(3) 1箱当たり 470,700円
(4) 1箱当たり 140,000円
(5) 1個当たり 130,000円
(6) 1個当たり 9,000円
(7) 1個当たり 5,500円
(8) 1個当たり 1,400円
(9) 1個当たり 23,000円
(10) 1個当たり 18,000円
(11) 1組当たり 14,400円
(12) 1個当たり 21,500円
(13) 1組当たり 22,800円
(14) 1個当たり 10,500円
(15) 1個当たり 5,000円
(16) 1組当たり 5,100円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察北見方面本部会計課
(2) 所在地 北見市青葉町6-1

北海道警察北見方面本部告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月5日

北海道警察北見方面本部長 藤 田 裕 二

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) 自動車用ガソリン J I S 2号 207,100リットル
 - (2) 軽 油 J I S 1号、2号及び3号 7,800リットル
 - 2 落札を決定した日
平成25年3月21日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 北海道エネルギー株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
 - 4 落札金額
 - (1) 152円
 - (2) 135円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
平成25年2月5日付け北海道警察北見方面本部告示第3号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察北見方面本部会計課
 - (2) 所在地 北見市青葉町6-1
-